

【 寄稿 】

中華人民共和国都市土地使用税暫定施行条例 《中華人民共和国城鎮土地使用税暫行条例》

(1988年9月27日 国務院令第17号)

(目的)

第一条 都市土地を合理的に利用し、土地等級差収入を調節し、土地の使用効率を高め、土地管理を強化するため、本条例を制定する。

(土地使用税の納税義務者)

第二条 都市、県城、県制上の鎮、工畝区の範囲内の土地を使用する組織と個人は、都市土地使用税（以下「土地使用税」と略称する。）の納税義務者（以下「納税者」と略称する。）とし、本条例の規定により土地使用税を納入しなければならない。

(土地使用面積の確定)

第三条 土地使用税は、納税者が実際に占有する土地の面積を課税の根拠とし、規定による税額計算を行なって課税する。

2. 前項の土地占有面積の組織的測量作業は、省、自治区、直轄市の人民政府が実際の状況に基づいて確定する。

(税額)

第四条 土地使用税の1平方メートル当たりの年税額は、下記の通りとする。

- 大都市 5角から10元まで。
- 中等都市 4角から8元まで。
- 小都市 3角から6元まで。
- 県城、建制上の鎮、工畝区 2角から4元まで。

(税額の幅と適用税額の確定)

第五条 省、自治区、直轄市の人民政府は、前条に列記した税額の幅の範囲内で、市政建設の状況、経済の

繁栄の程度等の条件に基づいて、所轄の地区の適用税額の幅を確定しなければならない。

〔訳註〕

- この《中華人民共和国城鎮土地使用税暫行条例》の母法は、《中華人民共和国城市房地產管理法》であり、その訳は土地総合研究2005年冬号に掲載されているので参照下さい。
- 条例の各条文には「見出し」は無いが読者の便宜のため、訳者が仮に見出しをつけた。
- 条例の各条文には項（原文では「款」）を示す数字の記載は無いが、見易くするために2項以下に仮につけた。
- 翻訳責任は、(財) 土地総合研究所 城野 好樹